

富里市犯罪のないまちづくり推進条例について（概要）

1 条例制定の背景

条例を制定した平成27年4月当時の本市の刑法犯認知件数は、最も多かった平成15年の1,221件から平成25年には524件と減少しましたが、平成26年では499件で、依然として年間約500件の犯罪が発生していました。

その内訳としては、窃盗犯といわれる「空き巣」、「自動車盗」、「自転車盗」及び「車上狙い」などの身近な犯罪が占めており、防犯活動の推進により犯罪発生を抑止に努めることが重要となっていました。

また、本市では、市及び警察の防犯対策をはじめ、区・自治会やPTAなどによる地域の自主的な防犯活動や、防犯指導員、防犯パトロール隊などの防犯関係団体による防犯活動も積極的に実施されていましたが、それぞれの役割分担が明確ではないなどの課題がありました。

2 条例の必要性

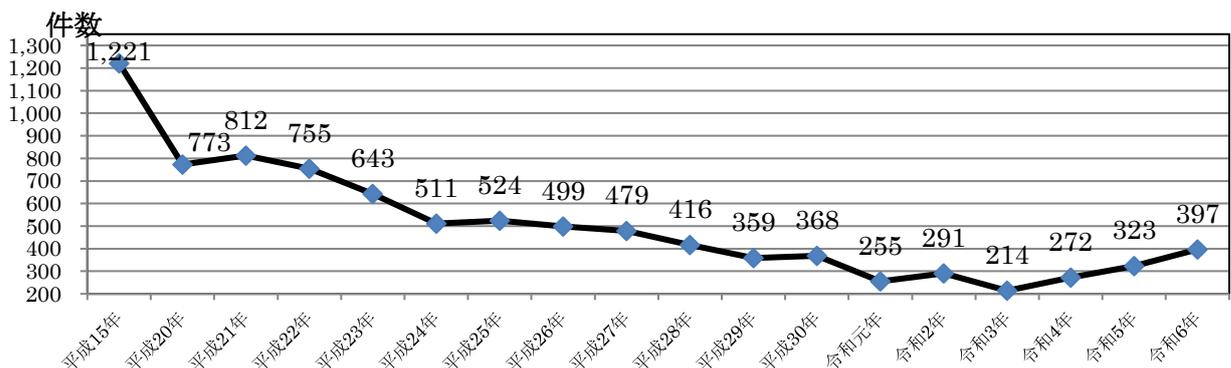
これまで自主的な防犯活動に支えられていた防犯体制について、犯罪のない安心して暮らすことができる地域社会を確保維持していくためには、市の責務や市民、自治会等、事業者、防犯関係団体及び関係行政機関（以下「市民等」という。）それぞれの役割分担を明確にし、緊密な連携を図りながら協働により積極的に取り組む必要があります。

3 条例制定の効果

条例が施行された、平成27年の刑法犯認知件数は479件でしたが、令和6年は397件と減少しています。

犯罪のないまちづくりの実現に向けて市民一人ひとりの安全意識の高揚を図るとともに、市や市民等が一体となって取り組み、市民が安心して暮らすことのできる地域社会を目指します。

◆本市の犯罪発生状況（刑法犯認知件数）



富里市犯罪のないまちづくり推進条例

平成26年12月18日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のないまちづくりの推進について、基本理念を定め、市の責務並びに市民、自治会等及び事業者の役割を明らかにするとともに、犯罪のないまちづくりの推進に関する事項を定めることにより、市民が安心して暮らすことのできる犯罪のない地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (2) 自治会等 区、自治会その他市内において地域的な共同活動を行う団体をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。
- (4) 防犯関係団体 自主防犯組織その他市内において防犯活動を行う団体をいう。
- (5) 関係行政機関等 市の区域を管轄する警察署その他の関係行政機関をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪のないまちづくりは、自らの安全は自ら守るとともに地域の安全は地域で守るという自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた地域社会の形成の必要性を認識することを基本として推進されなければならない。

2 犯罪のないまちづくりは、市並びに市民、自治会等、事業者及び防犯関係団体（以下「市民等」という。）並びに関係行政機関等が、それぞれの役割を分担し、緊密な連携を図りながら、協働することにより推進されなければならない。

3 犯罪のないまちづくりは、基本的人権を侵害しないよう配慮して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪のないまちづくりの推進のために次に掲げる事項について必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 防犯意識の高揚を図るための啓発活動、情報の提供及び知識の普及に関すること。
- (2) 犯罪の防止のために自治会等及び防犯関係団体が自主的に行う活動への支援に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪のないまちづくりに必要な事項に関すること。

2 市は、前項に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等及び関係行政機関等と緊密な連携を図るものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪のないまちづくりについて理解を深め、自らの安全の確保に努めるとともに、市民相互の理解と協力の下、地域における犯罪のないまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の役割)

第6条 自治会等は、基本理念にのっとり、積極的に犯罪のないまちづくりの推進に努めるものとする。

2 自治会等は、市が実施する犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、犯罪の防止に努めるとともに、地域社会の一員として犯罪のないまちづくりの推進に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(公共施設等の整備等)

第8条 市は、道路、公園その他の公共施設等の整備及び管理に当たっては、犯罪の機会を減少させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(土地及び建物の適正な管理)

第9条 市内に土地及び建物を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地及び建物について犯罪の発生防止に配慮した適正な管理をするよう努めるものとする。

(高齢者等への配慮)

第10条 市、市民等及び関係行政機関等は、犯罪のないまちづくりの推進において、特に高齢者、障害者及び女性など防犯上配慮を要する者に対し、安心

して暮らすことができるよう配慮するものとする。

(子どもの安全確保)

第11条 市は、子ども（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）の保護者、学校等を管理する者、市民等及び関係行政機関等と協働して、通学路等における子どもの安全の確保に努めるものとする。

(人材の育成等)

第12条 市は、犯罪のないまちづくりを推進するため、安全かつ効果的に活動できるよう指導的役割を担う人材を育成するよう努めるものとする。

2 市は、地域の防犯意識の高揚を図るため、地域安全活動に関して専門的知識や経験を有する者に、助言、指導等を行わせることができるものとする。

(被害者等に対する支援)

第13条 市は、富里市犯罪被害者等支援条例（令和7年条例第2号）に基づき、犯罪被害者等支援（同条例第2条第3号に規定する犯罪被害者等支援をいう。第16条第1項第3号において同じ。）を総合的に行うものとする。

(推進重点地区の指定)

第14条 市長は、犯罪のないまちづくりを重点的に推進していく必要があると認める地区を、推進重点地区として指定することができる。

2 市長は、推進重点地区を指定し、又は当該指定を変更し、若しくは解除しようとするときは、管轄警察署長と協議するものとする。

(協議会の設置)

第15条 市長は、犯罪のないまちづくりを推進するため、富里市犯罪のないまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 犯罪のないまちづくりの基本的な施策に関すること。
- (2) 犯罪のないまちづくりの推進に関すること。
- (3) その他犯罪のないまちづくりに関し必要な事項に関すること。

2 協議会は、前項各号に掲げるもののほか、犯罪のないまちづくりの推進に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第17条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 自治会等の代表者

- (3) 事業者の代表者
- (4) 防犯関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関等の職員
- (6) 教育関係団体の代表者
- (7) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(表彰)

第18条 市は、犯罪のないまちづくりに特に功績があったと認められるものを表彰することができる。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月18日条例第2号) 抄
(施行期日等)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。